

議案第210号

取水場の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

平成29年9月13日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、本市の取水場の管理のかしに起因して、福岡県が管理する国道において発生した事故に関し、道路の管理のかしに基づく損害賠償を行った福岡県から求償されたことに伴い、責任原因者として本市が負担すべき損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

取水場の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

取水場の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償金の支払いの相手方及び損害賠償額

損害賠償金の支払いの相手方	損害賠償額
福岡県	665,021円

2 事件の概要

平成29年2月23日午前8時30分頃、筑紫郡那珂川町大字市ノ瀬1254番地内の南畑取水場内の樹木の枝が枯れていたため、当該枝が折れて落下し、同取水場に隣接する、相手方福岡県が管理する国道を走行中の小型乗用自動車に接触し、当該車両が破損して損害が生じたものである。

(参考)

福岡県が支払った損害賠償金の総額 738,912円